

為替特約付外貨定期預金「e-夢チョイス」 商品説明書

2019年12月2日現在

商品名	・為替特約付外貨定期預金「e-夢チョイス」
ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま（個人の場合、本邦にお住まいの満20歳以上の方）
取扱通貨	・米ドル、豪ドル（募集時に決定します）
期間	・3ヵ月、6ヵ月、1年（募集時に決定します）
預入 (1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「募集形式」での受け付けとなります。 ・あらかじめ定めた募集期間中に、当行の国内本支店窓口（草津市役所出張所、代理店を除く）で、お預入れできます。 ・お申込みの際に円貨をお預りし、預入日に預入相場にて外貨に交換します。 ・募集期間最終日の翌営業日を預入日とし、その間お預りした申込金に利息はつきません。 <p>（注）お申込後の取消しはできませんのでご注意ください。</p>
(2) 預入金額	・50万円以上の米／豪ドル（1補助通貨単位）
(3) 預入単位	・10万円単位
預入相場	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日の当行公示相場仲値（TTSレートとTTBレートの平均値） <p>公示相場は、米ドルは午前10時30分、豪ドルは午前11時30分頃の銀行間取引相場の中心値を基に決定し店頭にて掲示いたします。</p>
為替特約	<ul style="list-style-type: none"> ・預入相場を満期時の「特約相場」とし、判定日（満期日2営業日前）の午後3時における為替相場（＝実勢相場）があらかじめ設定した相場（判定相場）以上の円高になれば、満期日に「預入相場（＝特約相場）」で円貨への交換をお約束するものです。
為替特約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日に預入相場、特約相場、判定相場を決定します。 ・判定日に判定相場と実勢相場との比較により為替特約の判定を行います。
特約相場	<ul style="list-style-type: none"> ・為替特約が有効となり、満期日に円貨でお受取りいただく場合の相場であり、預入相場と同一相場。
特約幅	・預入相場と判定相場の差（募集時に決定します）
判定相場	・預入相場から特約幅分円高の値とします。
判定日	・満期日の2営業日前
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自動解約（為替特約の判定相場により、外貨元利金をあらかじめご指定いただいた口座へ入金いたします） <p>為替特約が有効であった場合・・・特約相場で円貨に交換のうえ、円預金口座へ入金します。満期日以降は当該円預金の金利を適用します。</p> <p>為替特約が消滅した場合・・・外貨のまま、外貨普通預金口座へ入金します。満期日以降は外貨普通預金の金利を適用します。</p> <p>（注）・自動継続の取扱いはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入金口座は、申込時にご本人名義の口座をお届けください。（他店の口座は指定できません）口座をお持ちでない場合、口座開設が必要となります。

<p>利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・募集の都度決定します。預入日の利率を満期日まで適用します。(金利については店頭でお問い合わせください) ・満期日に外貨でお支払いします。 ・付利単位を1補助通貨単位とした1年を365日とする日割りにより計算します。(単利)
<p>税金</p>	<p>個人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離課税 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) <p>法人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合課税 (非課税法人の場合は非課税)
<p>手数料</p> <p>(消費税はかかりません)</p>	<p>満期日に外貨でのお受取りとなり、外貨普通預金口座へ入金後にお引出しされる場合は、お引出しの方法により以下の手数料がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円貨によるお引出しの場合の為替手数料・・・ <ul style="list-style-type: none"> 1円/米ドル (当行所定のTTBレートを適用するため) 2円/豪ドル (当行所定のTTBレートを適用するため) ・外貨現金によるお引出し・・・3.00円/米ドル (最低1,500円) <ul style="list-style-type: none"> 9.70円/豪ドル (最低1,500円) <p>(注) 外貨現金の取扱いは一部店舗に限ります。金額によってお取扱いできない場合がありますので、事前に店頭へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨お引出しによる外国送金・・・送金手数料 (最高6,500円) +取扱金額の0.05% (海外送金の場合、最低2,500円) +支払銀行手数料 (海外送金かつ海外銀行手数料が依頼人負担の場合、3,000円) <p>(注) 支払銀行手数料は、支払銀行から後日10,000円を超える請求があった場合は、差額を請求させていただきます。</p> <p>(注) 外国送金の取扱いは一部店舗に限ります。詳しくは取引店へお問い合わせください。</p>
<p>付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いはできません。
<p>中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中途解約は、原則としてできません。ただし、「お客さまが死亡されたとき」「お客さまが天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失されたとき」「お客さまが破産手続開始の決定を受けられたとき」「お客さまが疾病により生計の維持ができなくなったとき」「その他上記に準ずる事由があるものとして当行が認めるとき」は中途解約ができます。 ・万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途での契約解除に応じる場合には、当行所定の計算方法を使用して算出した損害金をお支払いいただきますので、その結果元本割れが生じる可能性があります。 <p>(注) 中途解約は為替リスクを伴います。</p> <p>(「元本割れリスク」欄を参照してください)</p> <p>① 損害金の考え方について</p> <p>中途での契約解除時点で、当行は預金契約、および通貨オプション取引契約に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うこととなります。</p> <p>この場合、当行は中途での契約解除時点で、これらの契約と同条件の代替</p>

	<p>契約を市場にて締結すると仮定した場合に必要な金額（コスト）を、市場実勢相場に基づいて算出し、損害金をお客さまにご負担いただきます。このように、損害金の算出には中途での契約解除時点での市場実勢相場を使用するため、お申込時点で損害金をご提示することはできません。</p> <p>② 損害金の変動要因</p> <p>一般的に、損害金は、為替相場水準、為替相場のボラティリティ（期待変動率：指標が、どれくらいの不安定さで上下するか）、残存期間などの影響を受けるため、例えば契約時と中途での契約解除時とを比較した場合、実勢相場が外貨通貨高（例えば米ドル高）になるほど、為替相場のボラティリティが上昇するほど、また、契約の残存期間が長いほど、損害金は大きくなる傾向があります。</p> <p>③ 適用金利</p> <p>中途解約を行う場合、お預入日から中途解約日までに適用される金利は、解約日の当該通貨建外貨普通預金金利となります。</p>
預金保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険の対象外です。
元本割れリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期時に外貨でのお受取りとなった場合、為替リスクを負うことになり、円貨に交換するときの為替相場によっては為替差損が発生し、利息を含めてもお受取円貨額がお預入円貨額を下回り、元本割れが生じる可能性があります。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期時に円貨でのお受取りとなった場合、預入相場より円安であっても、特約相場（＝預入相場）で円貨への交換となりますので円安メリットは受けられません。 ・ 相場の急激な変動時には、募集期間中であっても募集を中止する場合があります。 ・ 商品タイプにより利率・特約幅の内容が異なります。
お取扱時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間内（募集期間は店頭または当行ホームページで開示します）の午前 9 時から午後 3 時まで店頭でお取り扱いします。
自動継続の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱いしておりません。
証書／通帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステートメント方式
その他参考となる事項 (1) 為替差益への課税 (2) 金利確認方法	<p>個人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 為替差益は雑所得として確定申告が必要な場合があります。なお、為替差損については、黒字の雑所得から差し引くこと（損益通算）ができます。詳しくは税理士等にご相談ください。 <p>法人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・ なお、会計・決算処理については税理士・公認会計士等にご相談ください。 ・ 募集内容、金利等について店頭または当行ホームページでご確認ください。

商号：株式会社 滋賀銀行

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772